

放課後児童クラブの手引き

放課後児童クラブ



放課後児童クラブは、平成10年度より児童福祉法に「放課後児童健全育成事業」として位置づけられ、平成27年度からは「子ども・子育て支援新制度」の施行により、「地域子ども・子育て支援事業」の一つに整理されました。平成27年度には全国で22,608箇所、高知県で153箇所実施されています。

①：実施主体について

実施主体は市町村（市町村学校組合を含む）です。

②：対象とする子どもの範囲について

保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学校に就学している児童が対象です。

③：開設日数について

児童クラブの実施基準は、原則として年間250日以上、1日3時間以上（長期休業中等は8時間以上）です。

④：従事する職員について

国の基準により、児童クラブには「放課後児童支援員」の資格をもった専任の職員を、支援の単位ごとに2名以上配置しなくてはなりません（うち1名は、補助員代替可）。 ※平成31年度末までの経過措置あり



「放課後児童支援員」の資格を取得するには、都道府県知事が実施する「放課後児童支援員認定資格研修」を修了する必要があります。

<研修受講要件の一例>



- ・保育士、社会福祉士、教員免許等の有資格者
 - ・高等学校卒業者等であり、かつ、二年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたる者
- ※詳細は、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）」第10条をご確認ください。

また、補助員についても、国の要綱で、「子育て支援員研修基本研修及び専門研修（放課後児童コース）を修了していることが望ましい」とされています。

⑤：事業計画や設備・運営面での基準について

放課後子ども総合プラン（文部科学省、厚生労働省）等

すべての子どもたちが、放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、「放課後子ども総合プラン」が平成26年度に策定されました。

市町村においても、平成27年度から31年度までの5年間に様々な子育て支援策の計画的な整備や実施を行うため、地域の実情に応じた「市町村子ども・子育て支援計画」を策定しています。この計画の中で、児童クラブについても、利用状況や利用希望の調査に基づく施設整備や事業の方針、改善を検討する内容等が記載されています。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（厚生労働省）

児童クラブの質を確保する観点から、開設日数や開設時間（③参照）、職員の資格や員数（④参照）、施設設備や児童一人あたりの面積（おおむね1.65㎡）、児童数（おおむね40人以下）等が定められています。

放課後児童クラブ運営指針（厚生労働省）

現在の児童クラブの運営の多様性を踏まえ、子どもへの関わり方や、設備・運営面での具体的な水準となることを目的に策定された指針です。

各市町村の基準条例等

上記の国の基準を踏まえ、各市町村が条例で基準を策定しています。この条例は「最低基準」と位置づけられており、実施主体である市町村が、児童クラブの運営や質の向上についても責任をもって実施していくことが求められています。

